［略］

［略］	
在外選挙人証の記載事項の変更	□　無　□　有

注　意
１～４　［略］
［削る］

［略］

裏

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

２　この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。

○厚生労働省令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十三第八項第十四号及び第三十八条第六項から第八項まで並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の二第二項及び第十二条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（福祉用具専門相談員）	（福祉用具専門相談員）
第二十二条の三十一　令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習（以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。）は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ロにおいて同じ。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。	**第二十二条の三十一**　令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習（以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。）は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ハにおいて同じ。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。
２　（略）	２　（略）

［同左］

［同左］	
在外選挙人証の記載事項の変更	□　無　□　有
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付	□　領事官経由での交付を希望

注　意
１～４　［同左］
５　「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

［同左］

裏